
○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第89号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第89号 教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（議会事務局長 新田徳彦君 議案朗読）

○議長（稲葉昭宏君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第89号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（渡辺文彦君） 今回任命は町長からの任命という形になるかと思うんですけども、基本的に町長の町の教育に対する考え方と勝徳さんを推薦する理由を合せて説明いただきたいと思えます。

○町長（齋藤文彦君） 私は、国のもとには人、人のもとには教育、松崎の薫りのする人間をと言ってきました。やっぱり松崎の薫りの人間じゃないと世界のどこに行っても通用しないなと思って、私は、こういう教育が一番いいのかなと思ってやっています。

今度、制度が変わって教育長は町長が任命するという事で、佐藤君の教育委員会での仕事ぶりとか、また学校とか先生に対する対応を見て、この人だったら大丈夫だろうというような話を聞いて、私もそのとおりだなと思っているわけでございます。

本当に、私は人物本位で・・・昨日、長嶋君が複眼と言いましたけれども複眼で、また教育長の心眼で見て総合的に判断して、この人は山本正子さんの後を継いで教育長として松崎町の教育のために十分やってくれるなと思って、私は上げたわけです。

○2番（渡辺文彦君） 今回の任命にあたり、本人と何回かお話されたと思うんですけども、

どのような会話をされたか、ちょっと紹介できる部分で結構ですのでお願いいたします。

○町長（齋藤文彦君） 私が任命するにあたり、家に伺って話をしたわけですがけれども、その詳しい話はしませんけれども、だいたいもう第一印象で、もう皆さんからの話をいろいろ聞いていますので、私は、この人は大丈夫だと思って判断したわけでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はございませんか。

○1番（伴 高志君） 人事案件で制度が変わりまして、町長の任命ということなんですけれども、昨日、違う案件で指導主事のことをやりましたが、これも賛成多数で通りましたけれども、松崎町が・・・、昔から指導主事をおいてきて、それが共同化されて教育委員会も共同化の方向になっていくということがある中で、教育長との県とのそういう関係がもちろんあると思うんですけれども。そういう中で・・・、やはり・・・、教育長という立場が非常に趣をもっているということがあると考えられます。その中で、やはり人選にあたっては、やはり事前の説明なり・・・、そういったことがもっと行われて欲しかったなということがあります。その点について町長の答弁をお願いします。

○町長（齋藤文彦君） 最初に答弁したとおり、人物本位で総合的に判断して、私が決めたわけです。あとは皆さん方の判断を仰ぐだけです。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにありませんか。

○2番（渡辺文彦君） ちょっと細かいことで立ち入ってお話を伺えればうれしいんですけども、今回、津波の避難で大川小学校のPTAが裁判に持ち込んでいろいろ問題になっているわけですが、町長はあの判決をどのように解釈したか、町長の考え方を教えていただけますか。答えられる範囲で結構です。

○町長（齋藤文彦君） 私は、ここで答えるような問題ではないと思っています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（渡辺文彦君） 私が、今このことに対して聞いたのは、町長は佐藤さんが適任だとおっしゃっているわけですが、やっぱり具体的な教育行政に対しておそらく何らかの意見交換はされたと思うんですね。それがわからないと本当に我われにとってその人がどういう考え方をもっているか判断できないです。

町長は適任だと言って・・・、その言葉を信じただけでは、私は、この人を判断する材料にはならないです。もっと具体的になんか、これこれこういうことに対して彼はこんなふうな考え方をもっているとか・・・、表明していただければ、私たちも判断材料になるわけですが、ただ総合的に見てと言われても非常に厳しいかなと思うんですよね。

○町長（齋藤文彦君） 後で副町長が答えますけれども、どこまで話し合っ、どこまで話し合えば気が済むのかというのは、なかなかないわけですが、私は人間というのは第一印象というのが一番大切だと思って、いろいろ回りの皆さんからも聞いていて、私の第一印象で総合的に判断して決めたということでございます。

○副町長（指出 巖君） いま町長のおっしゃったことに尽きると思うんですけども、いま渡辺議員の質問を受けておまして、私も昔教育長をやった時に、ああ、そういうことを質問されたら、もし自分がそこにいたら、どういうふうに答えるのかなという感じをちらっと思い出しました。

ただ、町長が推薦をしております佐藤勝徳氏につきましては、私なりの考え方を述べさせていただきますと、先ほど総務課長がおっしゃったように、松崎町の社会教育主事として学校教育と社会教育の連携、それから地域の社会教育を進めたということです。それは、現在、松崎の教育委員会の事業として残っているものも多々ございます。

要するに、その時代は生涯学習と言われたんですけども、生涯学習という言葉を使っておりましたけれども、その学校教育と社会教育を連携させて地域に貢献していく教育を進めるということで、特に松崎の場合は県からも非常に有名でしたけれど、その社会教育に非常に力を入れて進めてくれた人間でございます。

その後、彼は、その前もおりましたけれど、松崎小学校の方で教員として活動しておられて、事業、特に体育行事等についての素晴らしい実践があるということは、私はいろいろ伺ったり、実際その時現場にいたりして覚えております。

そういう方が、松崎町の教育長としてふさわしいだろうという判断は、町長に申し上げたことがございます。

さらに付け加えるなら、先ほどから問題になっている地教行法という法律が変わりまして、非常に制約が・・・、教育長を選ぶのに制約がかかってきております。今までの教育委員の互選という形ではなくなりまして、町長が任命するという形、それから任期が4年から3年になったということなどが追加されております。なお、松崎町に、町内に在住するというのも、そういうたがもはまってきております。

今、西伊豆では県から教育長がみえておりますけれども、今度の法律によりますともう県から教育長を派遣するということはもうできません。

ですから、そういう中で松崎町も狭いですが、狭い中でも佐藤勝徳氏は、今の時点で教育長にふさわしいという判断をしております。

そして、その頃つくられた松崎の教育という教育委員会の教育方針、社会教育、学校教育を含めた冊子がございますけれども、今は総合教育計画ということになっておりますけれども、その基を考え出したのも彼の仕事だったろうと思っています。それは現在も中身を改正しながら松崎町の生涯学習大綱の次にできた大綱として、今も脈々といっていると判断しております。そういう地盤をつくってくれたということで、彼の実績を評価しながら、ふさわしいという判断を、町長に私の方からはお話した経験がございます。以上でございます。よろしいでしょうか。

○2番（渡辺文彦君） 何度も質問して申し訳ないんですけども、いま副町長のほうから社会教育の面で大変貢献されているとおっしゃいましたけれども、ぼくはこの方が以前、人権擁護委員に推薦された時に、この方は退職後、今どんな社会活動とか地域に対して何か関わりをもったことをやっているんですかとお伺いしたんですけども、そういう実績はないようなお話を伺っているわけですけども、いま現在、そういうなんか関わりがないようですと、社会教育的な面に対して、本人はあまり積極的ではないんじゃないかというような印象を受けるわけですけども、その辺はいかがでしょうか。

○副町長（指出 巖君） その辺は非常に不明なところでありまして、非常に社会教育に関心を持っている、現在、彼が関心を持っているかどうかということは、私にも判断しかねます。といたしますのは、現場を辞めて3年経ったんでしょいかね。そのあいだ百姓をされたりと・・・、私もそうでしたけれども、そういうことに・・・、長いあいだ勤めたものですから、そちらの方に、今までできなかったことを自分の家庭の中の家のことなんかを力を入れているんだらうなというふうに判断をしております。

社会教育に直接何々委員として関わっているという実績は・・・、というのは、そういう名前がきているということは現在のところありません。ですけどもという考え方でやっております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して、直ちに採決をしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、直ちに採決を行います。

これより議案第89号 教育委員会教育長の任命についての件を採決いたします。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

(議場の閉鎖)

○議長(稲葉昭宏君) ただいまの出席議員は8名であります。

議長には投票権がありませんので、投票者は7名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に福本栄一郎君及び伴高志
君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、立会人に福本栄一郎君及び伴高志君を指名します。

次に、投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(稲葉昭宏君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱の確認)

○議長(稲葉昭宏君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

念のために申し上げますが、本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、
事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

もう一度繰り返します。

本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げますが、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第83条の規定により否とみなします。

点呼いたします。事務局長の点呼によります。

○議会事務局長（新田徳彦君） それでは、点呼をいたします。

（投票）

○議長（稲葉昭宏君） 投票漏れはありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

福本栄一郎君、伴高志君、開票の立ち会いをお願いいたします。前へ出てきてください。

（開票）

○議長（稲葉昭宏君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7票

これは先ほどの投票者数に符合いたしております。

このうち

有効投票 7票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 4票

反対 3票

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）
